

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 8 月 9 日 (火) 第 335 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (社会福祉課取扱い) 1
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (社会福祉課取扱い) 1
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出 (社会福祉課取扱い) 2
- 土地改良区管理規程の変更の認可 (農地整備課取扱い) 2
- 基本測量の実施 (監理課取扱い) 4
- 公共測量の実施 (3件) (監理課取扱い) 4
- 歳入の収納事務の委託 (建築課取扱い) 4

公 告

- 落札者等の公告 (2件) (税務課取扱い) 5

監 査 委 員 公 表

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局取扱い) 6

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 8

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 640 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 4 年 8 月 9 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

名 称	所 在 地	廃止年月日
みずぐち歯科クリニック	曾於市末吉町二之方6388番地	令和 4 年 3 月 31 日
市比野調剤薬局	薩摩川内市樋脇町市比野3087番地	令和 4 年 5 月 25 日
入佐内科	鹿屋市吾平町麓348番地 1	令和 4 年 6 月 30 日
四位歯科医院	薩摩郡さつま町求名2730-2	令和 2 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 告 示 第 641 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

令和 4 年 8 月 9 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
-----	-------------	-------	-------

恒吉愛美	あおい整骨院 霧島市国分山下町20-20	令和4年 6月1日	柔道整復
柳田雄司	堺整骨院薩摩川内院 薩摩川内市中福良町2855-1	令和4年 6月27日	柔道整復
高橋賢也	つながり鍼灸院始良平松 始良市平松4951-1	令和4年 6月30日	はり, きゅう

鹿児島県告示第642号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

令和4年8月9日

鹿児島県知事 塩田康一

名称及び所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
		変更前	変更後	
こだま共立クリニック 鹿屋市寿五丁目2番39号	名称	児玉上前共立 クリニック	こだま共立ク リニック	令和4年 4月1日

鹿児島県告示第643号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、令和4年6月6日付で笠野原土地改良区の高隈ダム管理規程の変更を認可した。

なお、変更後の高隈ダム管理規程の概要は、次のとおりである。

令和4年8月9日

鹿児島県知事 塩田康一

1 貯水、放流又は取水に関する事項

(1) 水位

満水位 標高158.0メートル

低水位 標高143.0メートル

(2) 予備放流水位

標高157.5メートル

(3) 計画取水量

かんがい用水、発電用水及び雑用水のためのダムからの取水量は、次に掲げる量を基準にかんがい用水のための取水を優先することとし、合計取水量は毎秒3.32立方メートルを超えないものとする。

区分	期間		1月1日	3月1日	5月1日	7月1日	9月1日	10月1日	11月1日
	から2月	から4月	から6月	から8月	から9月	から10月	から12月	から12月	
かんがい用水取水量	毎秒0.61 立方メー トル	毎秒2.85 立方メー トル	毎秒2.09 立方メー トル	毎秒3.16 立方メー トル	毎秒2.48 立方メー トル	毎秒1.44 立方メー トル	毎秒1.05 立方メー トル		
発電用水 取水量	第1発電	毎秒1.650立方メートル							
	第2発電	毎秒0.855立方メートル							
雑用水取水量	毎秒0.01立方メートル								

(4) 責任放流

ア 責任放流量

ダム管理責任者（以下「管理者」という。）は、ダムの下流にある発電所及び水田のため、次に掲げる水量をダムから放流しなければならない。

9月末現在貯水量が5,000,000立方メートル未満のとき

期 別	10月1日 から11月 30日まで	12月1日 から3月 31日まで	4月1日 から8月 20日まで	8月21日 から9月 30日まで	備 考
晴 天 時	毎秒0.3立 方メート ル	毎秒1.2立 方メート ル	毎秒1.6立 方メート ル	毎秒0.9立 方メート ル	ただし、自然流入量を限度とする。 夏期20ミリメートル、冬期10ミリメ ートルの日降雨量があったときは、 当日から5日間放流
降 雨 時	毎秒0.0立 方メート ル	毎秒0.6立 方メート ル	毎秒1.0立 方メート ル	毎秒0.9立 方メート ル	

9月末現在貯水量が5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満のとき

期 別	10月1日 から11月 30日まで	12月1日 から3月 31日まで	4月1日 から8月 20日まで	8月21日 から9月 30日まで	備 考
晴 天 時	毎秒1.2立 方メート ル	毎秒1.2立 方メート ル	毎秒1.6立 方メート ル	毎秒0.9立 方メート ル	ただし、自然流入量を限度とする。 夏期20ミリメートル、冬期10ミリメ ートルの日降雨量があったときは、 当日から5日間放流
降 雨 時	毎秒0.0立 方メート ル	毎秒0.6立 方メート ル	毎秒1.0立 方メート ル	毎秒0.9立 方メート ル	

9月末現在貯水量が10,000,000立方メートル以上のとき

期 別	10月1日 から11月 30日まで	12月1日 から3月 31日まで	4月1日 から8月 20日まで	8月21日 から9月 30日まで	備 考
晴 天 時	毎秒1.5立 方メート ル	毎秒1.5立 方メート ル	毎秒1.6立 方メート ル	毎秒0.9立 方メート ル	ただし、4月から9月までの間は 自然流入量を限度とする。夏期20ミ リメートル、冬期10ミリメートルの 日降雨量があったときは、当日から 5日間放流
降 雨 時	毎秒0.9立 方メート ル	毎秒0.9立 方メート ル	毎秒1.0立 方メート ル	毎秒0.9立 方メート ル	

イ 協議

管理者は、ダム操作を行おうとする場合において、ダム下流にある発電所及び水田の取水に影響を及ぼすおそれがあると認められたときは、笠野原土地改良区理事長（以下「理事長」という。）に報告してその指示を受けるものとし、理事長は九州電力谷田発電所及び下流水田既得水利権者の責任者と協議する。

ウ その他

- (ア) アの表に掲げる放流及び常時満水位の維持のための放流のうちから、毎秒0.384立方メートルを控除した範囲内の流量（ただし、最大放流量毎秒1.65立方メートル）は笠野原発電所放水口から放流できるものとする。
- (イ) 高隈ダム直下地点流量毎秒0.384立方メートルのうち毎秒0.137立方メートルを超える部分は、高隈ダム発電所放水口から放流できるものとする。なお、高隈ダム発電所放水口の放流量は、(ア)による放流と合わせて最大毎秒0.855立方メートルとする。
- (ウ) ダムに貯留された水は、水害が予想される際に、貯水位を低下させ、空き容量を確保する場合に、放流（取水のための放流を除く。）するものとする。

2 点検及び整備に関する事項

- (1) 管理者は、堤体、ゲート等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。
- (2) 管理者は、ダム及びその周辺について常に監視を行い、危険防止等に努める。

3 緊急事態における措置に関する事項

- (1) 洪水時においては、管理者は、ダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保し、情報の収集並びにダムを操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行う

とともに、貯水池から放流し、又は貯水池に流水を貯留する等の措置を講じる。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位に急激な変動を生じないようにする。

- (2) 干ばつ時においては、理事長及びダムの利用者の意見を聴いて取水に関する節水計画を立て、これにより取水を行い、著しい用水不足が生じないようにする。

4 気象及び水象の観測に関する事項

(1) 気象関係

天気、気圧、気温、相対湿度、降雨量、蒸発量、風力及び方向を定期的に観測する。

(2) 水象関係

水位、流入量、放流量、取水量、水温等を定期的に観測する。

鹿児島県告示第644号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年8月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（水準測量）
- 2 作業の期間 令和4年9月5日から令和5年2月28日まで
- 3 作業の地域 鹿屋市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町及び南大隅町

鹿児島県告示第645号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年8月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和4年7月14日から同年12月20日まで
- 3 作業の地域 出水市境町地内

鹿児島県告示第646号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、長島町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年8月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 令和4年7月15日から令和5年3月20日まで
- 3 作業の地域 長島町蔵之元地内

鹿児島県告示第647号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局九州技術事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年8月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（MMSによる画像データ計測及びレーザ点群データ計測）
- 2 作業の期間 令和4年8月8日から同年12月28日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市、枕崎市及び南九州市

鹿児島県告示第648号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務

を次のとおり委託した。

令和4年8月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 歳入の種類
大島郡与論町に存する県営住宅に係る住宅使用料
- 2 委託の相手方
大島郡与論町茶花1418番地1
与論町
- 3 委託期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和4年8月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子計算機サービス及び関連のサービス（共通納税システム対象税目拡大等に係る税務総合システム改修業務委託） 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県総務部税務課税務電算係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年5月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通 J a p a n 株式会社鹿児島支社
鹿児島市山之口町3番31号
- 5 随意契約に係る契約金額
69,080,000円
- 6 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当
.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和4年8月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子計算機サービス及び関連のサービス（クレジット納付の納税証明書発行等に係る税務総合システム改修業務委託） 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県総務部税務課税務電算係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年5月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通 J a p a n 株式会社鹿児島支社
鹿児島市山之口町3番31号
- 5 随意契約に係る契約金額

31,020,000円

6 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第8号

令和4年3月25日付け監査第184号の監査結果に基づき、令和4年7月1日付け鹿公委会第16号で鹿児島県公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和4年8月9日

鹿児島県監査委員	地頭所恵
同	大 菌 豊
同	山田国治
同	上山貞茂

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
高速道路交通警察隊	交通事故があり、公用車に損害が発生している。（1件 県負担額6,143,462円）	<ol style="list-style-type: none"> 綿密な乗車前点検の実施と追尾取締り実施後の点検の習慣化を図った。 新隊員訓練の内容に高速旋回の訓練を組み込み、技能向上を図った。 安全運転指導員による事故当事者を対象とした再発防止の運転訓練を実施した。 幹部職員が各種会議において、事故防止の指示教養を実施した。 公用車事故の再発防止に向け、事故検証や再発防止策の検討をグループ単位で行い、事故防止に対する意識向上を図った。
鹿児島中央警察署	パソコン等の物品事故があり、損害が発生している。（3件 県負担額46,398円）	<ol style="list-style-type: none"> 幹部職員が各種会議において、パソコン等の物品事故防止の指示教養を実施した。 パソコン等の物品事故の防止に関する教養資料を発行し、職員に対して注意喚起した。
	交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。（9件 県負担額224,481円）	<ol style="list-style-type: none"> 警察本部が県下の公用車事故を分析し策定した訓練要領に基づき、後退時の降車誘導や運転訓練を実施した。 安全運転指導員による事故当事者を対象とした再発防止の運転訓練を実施した。 幹部職員が各種会議において、事故防止の指示教養を実施した。 公用車事故の防止に関する教養資料を発行し、職員に対して注意喚起した。 2人以上で公用車に乗車した際、30歳以上の職員がいれば、同職員に運転をさせる制度を導入した。 公用車内に安全運転標語「危険予測10則」を掲示し、運行前の閲覧を徹底させた。
鹿児島西警察署	令和2年度と同様、	<ol style="list-style-type: none"> 幹部職員が各種会議において、パソコンの

	パソコンの物品事故があり、損害が発生している。(1件 県負担額28,490円)	<p>物品事故防止の指示教養を実施した。</p> <p>2 パソコンの物品事故の防止に関する教養資料を発行し、職員に対して注意喚起した。</p>
	交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。(8件 県負担額514,421円)	<p>1 警察本部が県下の公用車事故を分析し策定した訓練要領に基づき、後退時の降車誘導や運転訓練を実施した。</p> <p>2 幹部職員が各種会議において、事故防止の指示教養を実施した。</p> <p>3 公用車事故の防止に関する教養資料を発行し、職員に対して注意喚起した。</p>
鹿児島南警察署	交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。(14件 県負担額134,335円)	<p>1 警察本部が県下の公用車事故を分析し策定した訓練要領に基づき、後退時の降車誘導や運転訓練を実施した。</p> <p>2 安全運転指導員による事故当事者を対象とした再発防止の運転訓練を実施した。</p> <p>3 幹部職員が各種会議において、事故防止の指示教養を実施した。</p> <p>4 公用車事故の防止に関する教養資料を発行し、職員に対して注意喚起した。</p>
いちき串木野警察署	交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。(2件 県負担額672,347円)	<p>1 警察本部が県下の公用車事故を分析し策定した訓練要領に基づき、後退時の降車誘導や運転訓練を実施した。</p> <p>2 安全運転指導員による事故当事者を対象とした再発防止の運転訓練を実施した。</p> <p>3 幹部職員が各種会議において、事故防止の指示教養を実施した。</p>
薩摩川内警察署	パソコンの物品事故が複数あり、損害が発生している。(3件 県負担額159,768円)	<p>1 幹部職員が各種会議において、パソコンの物品事故防止の指示教養を実施した。</p> <p>2 パソコンの物品事故の防止に関する教養資料を発行し、職員に対して注意喚起した。</p> <p>3 パソコンの周辺に飲み物を置かないよう張り紙を執務室に掲示し、職員に対して注意喚起した。</p>
伊佐湧水警察署	交通事故があり、公用車等に損害が発生している。(1件 県負担額174,700円)	<p>1 警察本部が県下の公用車事故を分析し策定した訓練要領に基づき、後退時の降車誘導や運転訓練を実施した。</p> <p>2 安全運転指導員による事故当事者を対象とした再発防止の運転訓練を実施した。</p> <p>3 幹部職員が各種会議において、事故防止の指示教養を実施した。</p>
始良警察署	交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。(6件 県負担額867,427円)	<p>1 警察本部が県下の公用車事故を分析し策定した訓練要領に基づき、後退時の降車誘導や運転訓練を実施した。</p> <p>2 安全運転指導員による事故当事者を対象とした再発防止の運転訓練を実施した。</p> <p>3 幹部職員が各種会議において、事故防止の指示教養を実施した。</p> <p>4 事故映像を活用した小グループ検討会を実施した。</p>

		5 若手職員に対する継続的な法規走行訓練を実施した。
霧島警察署	交通事故が複数あり，公用車等に損害が発生している。 （4件 県負担額301,100円）	1 警察本部が県下の公用車事故を分析し策定した訓練要領に基づき，後退時の降車誘導や運転訓練を実施した。 2 安全運転指導員による事故当事者を対象とした再発防止の運転訓練を実施した。 3 幹部職員が各種会議において，事故防止の指示教養を実施した。
曾於警察署	交通事故が複数あり，公用車等に損害が発生している。 （2件 県負担額2,143,500円）	1 警察本部が県下の公用車事故を分析し策定した訓練要領に基づき，後退時の降車誘導や運転訓練を実施した。 2 幹部職員が各種会議において，事故防止の指示教養を実施した。
肝付警察署	令和2年度と同様，公用車の物品事故があり，損害が発生している。（1件 県負担額75,691円）	1 警察本部が県下の公用車事故を分析し策定した訓練要領に基づき，後退時の降車誘導や運転訓練を実施した。 2 幹部職員が各種会議において，事故防止の指示教養を実施した。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第85号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和4年8月9日

鹿児島県公安委員会委員長 鑓野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
回胴式遊技機	Sダンまち外伝XR	株式会社ゼクロスクリ エイティブ	2S0791